

事務連絡
令和元年6月12日

各都道府県個人情報保護・情報政策担当課
各都道府県市区町村個人情報保護・情報政策担当課
各指定都市個人情報保護・情報政策担当課

御中

総務省自治行政局地域情報政策室

「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な
仕組みの在り方に関する検討会中間とりまとめ」の公表について

平素より、個人情報保護施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省では、平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」(座長：岡村久道 京都大学大学院医学研究科講師)を開催してきましたが、この度、中間とりまとめを作成したのでお知らせします。

また、各都道府県市区町村個人情報保護担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村(指定都市を除く。)に対して周知いただきますようお願いいたします。(中間とりまとめは総務省のホームページにも掲載しております。)

URL：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000083.html

記

(公表資料)

- ・地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会中間とりまとめ

【問合せ先】

総務省自治行政局地域情報政策室

担当者：若林課長補佐、結城係長、田代事務官

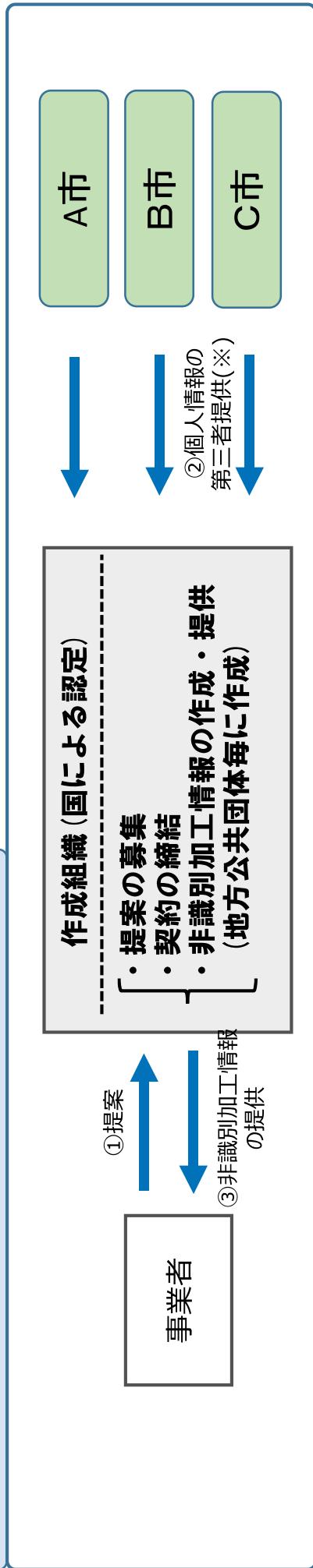
電話：03-5253-5525

E-Mail：tiiki.jouhou@soumu.go.jp

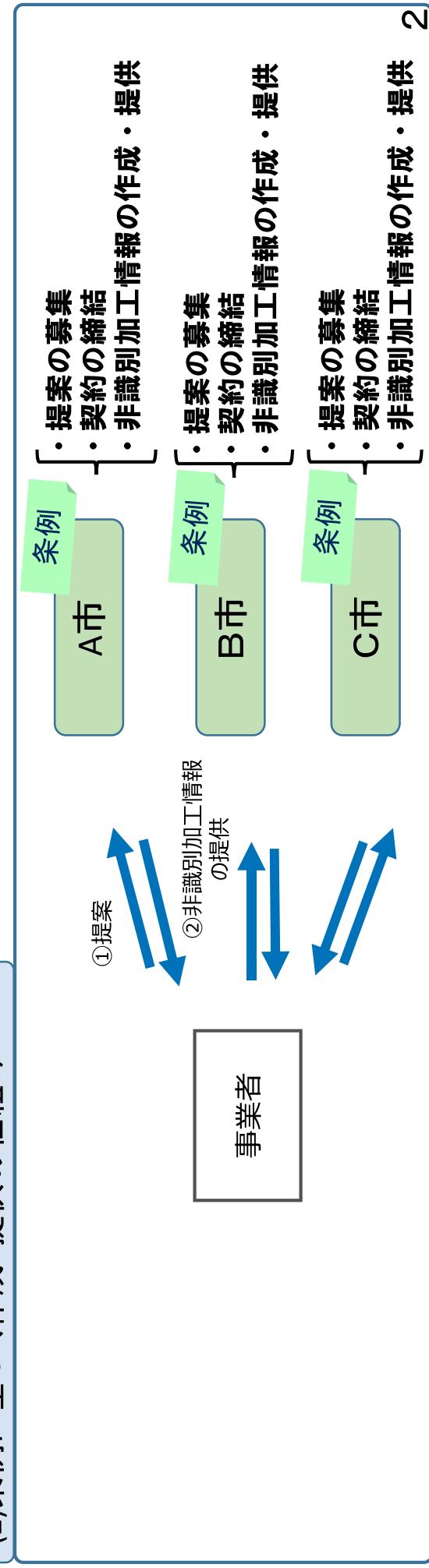
「作成組織」の検討経緯について

- 作成組織の仕組みは、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るために、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行うことが適当であることから、検討を進めてきたもの。

(1) 作成組織による作成・提供の仕組み



(2) 条例に基づく作成・提供の仕組み



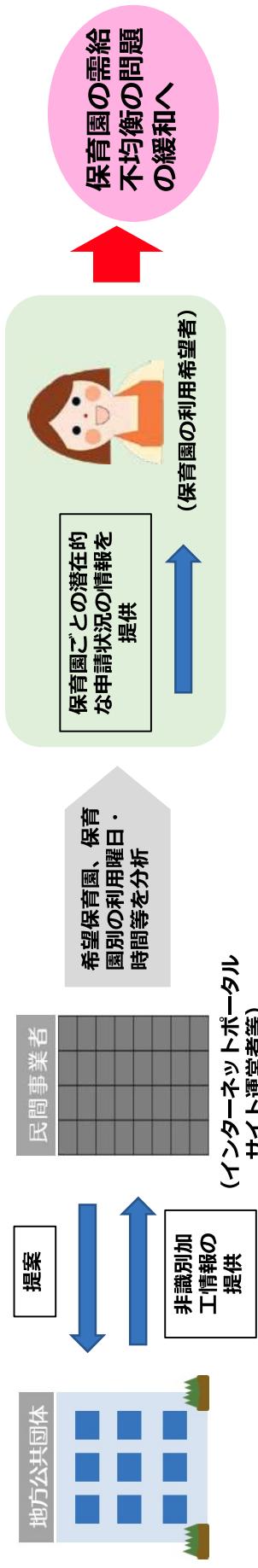
事例 1：保育児童台帳の利活用事例

参考資料 2

非識別加工情報
の提供の概要
インターネットポータルサイト運営者等から提案を受け、市町村が保有する保育児童台帳を非識別加工して
提供。

事業者における
利活用の概要
利用希望者は、非識別加工情報に含まれる希望保育園、保育園別の利用曜日・時間等を分析して、
利用希望者に保育園ごとの潜在的な申請状況の情報を提供する。

利用によって
期待されること
利用希望者は、保育園別・時間帯別の希望状況等を知ることができず、利用希望者は保育園の希望や居住地
区について適切な判断をするための情報が不足している。この取組により、利用希望者は、保育園の需給状況
に合わせた判断をすることができるようになり、保育園の需給不均衡の問題の緩和が期待される。



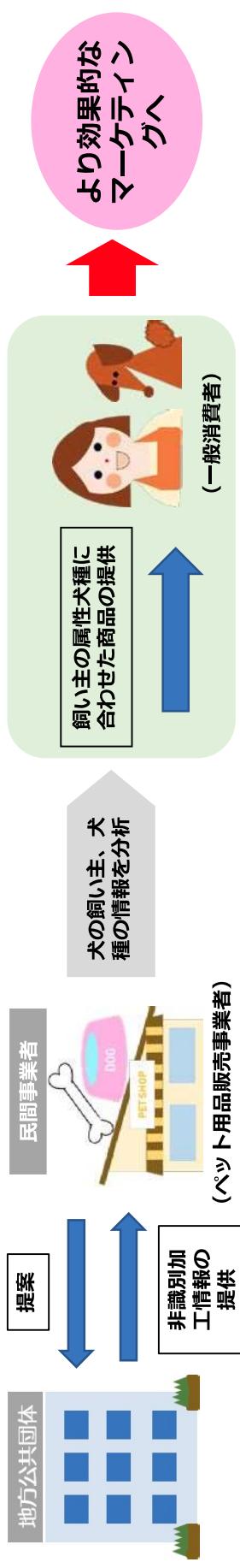
| 対象となる個人情報 | 保育児童台帳に記載の個人情報（氏名、電話番号、住所、申込日、入所希望日、利用希望曜日・時間、兄弟姉妹に関する情報、希望保育園、延長保育の希望、希望理由等） | |
|------------------------------------|---|---|
| 個人属性情報 非識別加工情報 の加工に用いた 手法 | 氏名、電話番号、兄弟姉妹に関する情報等は削除。住所は丁目等の単位まで丸める。 希望理由等の自由記述欄の記載は削除。保育児童が極めて少ない過疎地域の保育園のみを希望している場合、特定の個人が識別される可能性があるため、希望保育園の記載を削除。 | 規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘案し、適切な措置を講じる。 |

事例2：畜犬登録ファイルの利活用事例

非識別加工情報
の提供の概要

事業者における 提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる犬の飼い主、犬種等の情報を分析して、出店や品揃えの方針の決定に用いる。

従来、どのような犬種がどのようないかで飼われているかについての網羅的な情報が不足しており、ペット用品店の出店やその品揃えの判断に用いる情報が不足している。この取組により、ペット用品店の出店やその品揃えの判断を正確な情報に基づいて行うことができるようになります。



| 対象となる個人情報 非識別加工情報 の加工に用いた 手法 | 個人属性情報 | 畜犬登録ファイルに記載の個人情報（飼い主の氏名、住所、電話番号、犬の所在地、犬の種類・特徴、犬の名前、性別、犬の生年日、鑑札番号等） | 飼い主の氏名、電話番号は削除。飼い主の住所は丁目等の単位まで丸める。 犬の名前、鑑札番号は削除。犬の所在地は丁目等の単位まで丸める。希少の犬種の場合には、犬種を削除。 | 規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要な措置がないかどうか勘案し、適切な措置を講じる。 |
|---------------------------------------|--------|--|--|---|
| | | | | 2 |

事例3：農地基本台帳の利活用事例

非識別加工情報
の提供の概要

農機販売会社等から提案を受け、市区町村が保有する農地基本台帳を非識別加工して提供。

事業者における
利活用の概要

提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる農地ごとの地積及び耕作者人数の分析により労働力が不足している農地を発見し、労働力不足を補う農機の販売に向けた出店計画立案に活用する。

利活用によって
期待されることが

現在、農機販売会社等において具体的にどの地域で農地の労働力不足が存在するかといった情報が不足している。この取組により、農機販売会社等は、労働力が不足し農機導入によりこれを補うことが求められる農地を分析することができ、効果的なエリアマーケティングにつながることが期待される。



| | | |
|---|---|--|
| 対象となる個人情報 | 農地基本台帳に記載の個人情報（農家の生年月日・性別、農業従事日数・程度、兼業形態等、耕作者氏名・住所、農地所在地、農機具種類等、農地の面積、作物別面積等） | |
| 非識別加工情報の加工に用了いた手法 | 個人属性情報 | 氏名は削除。生年月日は年代に置き換える（90歳以上は「90代～」とする）。住所及び農地所在地は1キロメートル単位に丸める。特異な農機具及び作物については種類等に置き換える。 |
| 規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要な措置がないかどうか勘案し、適切な措置を講じる。 | 履歴情報 | （該当なし） |

事例4：公営住宅入居者ファイルの利活用事例

非識別加工情報
の提供の概要

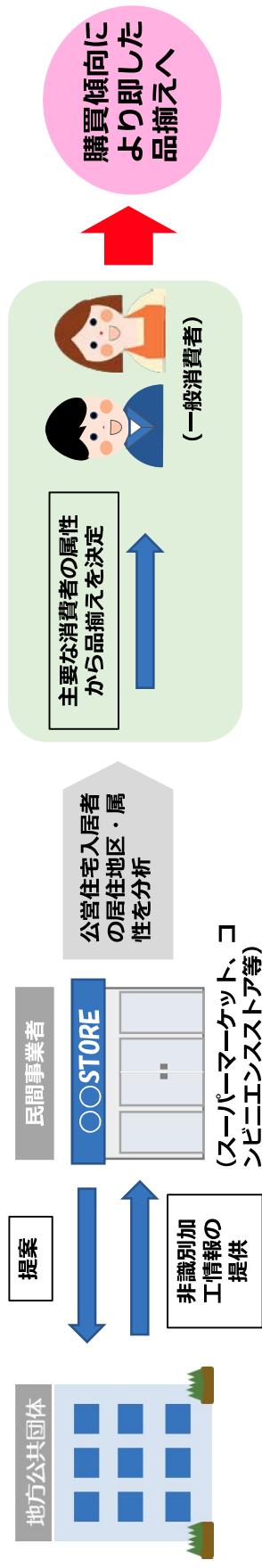
スーパーマーケットやコンビニエンスストアから提案を受け、都道府県及び市区町村が保有する公営住宅入居者の情報ファイルを非識別加工して提供。

事業者における
利活用の概要

提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる公営住宅の入居者の居住地区及び属性を知ることができ、付近に所在する店舗において、若年単身者、共働き世帯、一人暮らしの高齢者などに向けた品揃えの決定に活用する。

利活用によって
期待されること

スーパー・マーケットやコンビニエンスストアが店舗の品揃えを決定するにあたり、周辺にどのような属性の消費者が多いのかについての情報が不足している。この取組により、スーパー・マーケットやコンビニエンスストアは、主要な消費者の属性から購買傾向を推測することができ、品揃えの決定に資することができる。



| | | |
|------------------|---|---|
| 対象となる個人情報 | 公営住宅入居者情報ファイルに記載の個人情報（入居者及び同居人の氏名、性別、生年月日、住所、職業（勤務先）、収入、心身障害状況等、賃貸納付状況、同居人数等） | |
| 非識別加工情報の加工に用いた手法 | 個人属性情報 履歴情報 | 氏名、心身障害状況は削除。生年月日は年代に置き換える（80歳以上は「80代～」とする）。住所は一定のエリアの単位まで丸める。職業（勤務先）は職種に置き換える。収入は収入区分に置き換える（1000万円以上は「1000万円～」とする。）。 |

| | | |
|---|---|---|
| 規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘査し、適切な措置を講じる。 | 規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘査し、適切な措置を講じる。 | 規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘査し、適切な措置を講じる。 |
| | | 4 |

事例5：介護保険ファイルの利活用事例

非識別加工情報 の提供の概要

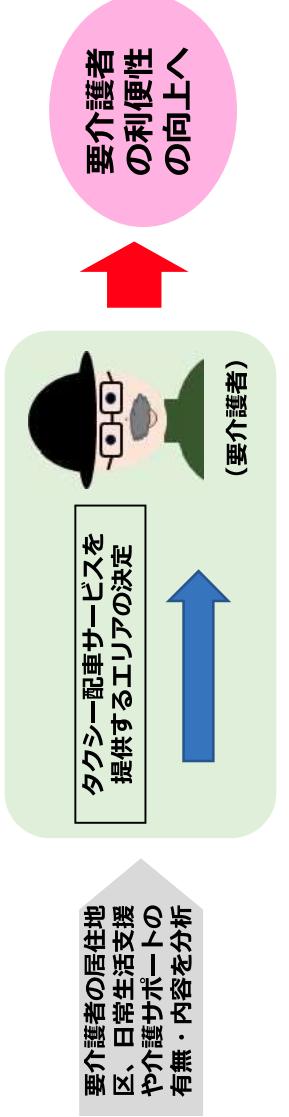
タクシー会社から提案を受け、市区町村が保有する介護保険ファイルを非識別加工して提供。

事業者における 利活用の概要

提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる要介護者の居住地区、日常生活支援や介護サポートの有無・内容等を知ることができ、要介護者向けのタクシー配車サービスを提供するエリアの決定に活用する。

利活用によって 期待されること

タクシー会社が要介護者向けのタクシー配車サービスを提供するにあたり、どのエリアにどのような要介護者がいるのかについての情報が不足している。この取組により、タクシー会社は、どのエリアにどのような要介護者がいるのかを把握することができ、要介護者向けのタクシー配車サービスを提供するエリアの決定に資することが期待される。



対象となる個人情報 非識別加工情報 の加工に用いた 手法

介護保険ファイルに記載の個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、被保険者番号、家族構成、認定調査結果、要介護度等）

氏名、個人番号、被保険者番号等は削除。生年月日は年代に置き換える（90歳以上は「90代～」とする）。住所は丁目等の単位まで、家族構成は世帯構成区分へ丸める。障害に特異なものが含まれる場合には、削除。

規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘案し、適切な措置を講じる。

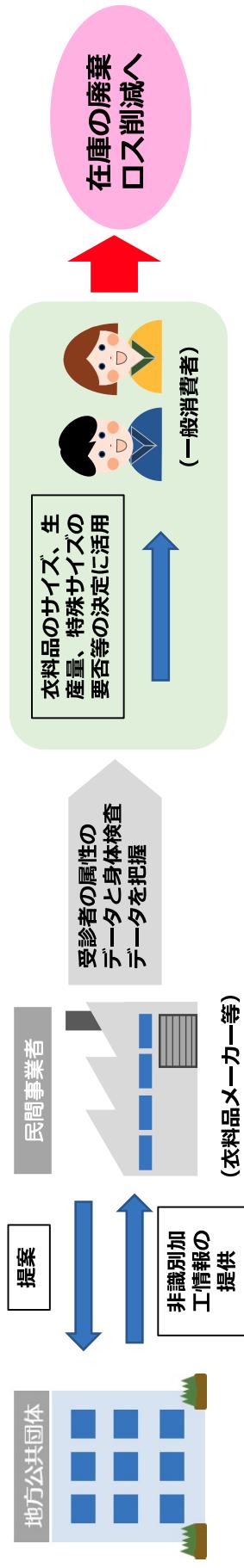
事例6：健診情報の利活用事例

非識別加工情報 の提供の概要

事業者における利活用の概要
利活用によって期待されること

提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる受診者の性別、年齢等の属性のデータと身長、体重、腹囲等の身体検査のデータを得ることができ、これらのデータを自社の保有する統計情報と合わせ、ターゲットとなる消費者のニーズを分析し、衣料品のサイズやサイズごとの生産量、特殊サイズの要否等の決定に活用する。

衣料品メーカーにおいてどの属性（性別・年齢等）の人ほどどのような身体検査の結果（身長・体重・腹囲等）となつているのかについての情報が不足している。この取組により、衣料品メーカーは、どの属性の人がどのような身体検査の結果となつていているのかを把握することができ、衣料品のサイズやサイズごとの生産量、特殊サイズの要否等の決定を行なうことができる。在庫の廃棄ロスの削減が期待される。



| 対象となる個人情報 非識別加工情報 の加工に用いた 手法 | 健診診断ファイルに記載の個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、健診結果（身長、体重、腹囲等）、受診年月日、受診機関名、過去の受診履歴等） | 氏名、住所、受診年月日、受診機関名は削除。健診結果は、身体検査データを除き、削除。生年月日は年齢に置き換える（80歳以上は「80代～」とする）。身長、体重、腹囲等の身体検査のデータは数値区分に置き換える（身長190cm以上は「190cm～」、体重30kg以下は「～30kg」とする等、トップコーディング又はボトムコーディングを行う）。 | 過去の受診履歴は削除。 規則第11条第5号に基づく措置として、同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘案し、適切な措置を講じる。 |
|---------------------------------------|--|---|--|
| 個人属性情報 履歴情報 | | | |